

市民と行政の協働（新しい公共）による  
広域モニタリング体制と除染対策の実施を求める要望

霞ヶ浦問題協議会

会長 中川 清 様

2012年3月10日

NPO 法人アサザ基金

代表理事 飯島 博

霞ヶ浦は今かつて経験をしたことのない危機に直面しています。原発事故直後の対応の遅れ、初動の判断の誤りが、取り返しの付かない事態に及ぶことを私たちは経験しました。このような誤ちを繰り返さないためにも、関係機関には早急の措置が求められます。

霞ヶ浦では、現在流域に降下した放射性物質が56本ある流入河川に集まりつつあり、一部ではすでに高い数値での蓄積が見られる箇所も出ている状況です。このままの状況を放置すると、閉鎖性の極めて高い霞ヶ浦水域にまで放射性物質が到達し、大量に長期間蓄積する恐れが高まっています。

霞ヶ浦は、県民に水道水を供給する重要な水源地です。また、工業用水や農業用水の水源地でもあります。そのような重要な水源地が、放射性物質によって汚染されることになれば、その社会的な影響は計り知れません。このまま事態を放置すれば、湖内から次々とホットスポットが見つかるような取り返しの付かない事態になりかねません。

東京湾ではすでに流入河川を通しての放射性物質の蓄積が懸念されていますが、霞ヶ浦は東京湾とは比較にならないほど閉鎖性が高く、環境省調査による霞ヶ浦流入河川調査で計測された数値は、東京湾流入河川で見つかったホットスポットの数倍にもなっています。これらの放射性物質が56本もある流入河川から湖内に移動してしまえば、その影響は東京湾とは比較にならないほど深刻です。

現在とくに深刻な影響が予想されるのは、霞ヶ浦の土浦入りです。入り江の奥の上流側にある土浦市内の各流入河川では、環境省の調査でも極めて高い数値の放射性物質が検出されており、このまま何もせずに河川から放射性物質が湖内に流入した場合には、それらの河川河口部から約10キロメートル下流にある県企業局の水道取水口に影響を与える恐れがあるからです。また、閉鎖性

の強い湖内にあってもさらに閉鎖的な入り江である土浦入りが一度汚染されれば、その汚染は数十年間継続する恐れがあります。

しかし、現在のところ霞ヶ浦への対策は、東京湾ほど進んでいません。すでに東京湾の流入河川では詳細な調査が行われていますが、霞ヶ浦では環境省による調査が流入河川56本の内の24本のみで実施され、各河川1ポイントの調査データしかないのが現状です。つまり、汚染の実態は不明な状態なのです。早急に流入河川全てでの詳細な調査が求められます。

### **市民と行政の協働（新しい公共）による広域モニタリングの要望**

上記のような状況を踏まえ、私たちは霞ヶ浦問題協議会に、流入河川全域での詳細な調査の実施を国や県に求めるよう要望します。また、同時に流域市町村の連合体である貴協議会には、政府が提唱する新しい公共の理念を生かした官民協働の取り組みへの参加を要望します。今回のような事態に従来通り行政だけが対応するのには多くの点で限界があります。56本ある流入河川全体をきめ細かく継続的に監視していくためには、地域住民をはじめ流域の様々な組織が縦割りを越えて主体的に繋がり合うネットワークが必要です。霞ヶ浦の事例は、まさに新しい公共の理念を放射性物質対策に生かす格好の機会ではないでしょうか。この問題は、立場や意見の違いを越えて流域の人々が連携して取り組むべき課題だからです。

私たちは、すでに生協や農業団体、市民団体と協働で、独自に流入河川でのモニタリングを実施していますが、行政機関と民間組織が別々に同じ地域を調査するよりも、連携や協力をし合いながら進める方が効果的であると考えています。実際に、私たち民間の取り組みでは、56本の流入河川で詳細なモニタリングを行い、大量のサンプルを採取し測定するには限界があります。私たち市民が進めているモニタリングとの協働をご検討ください。

### **流入河川での除染による霞ヶ浦の汚染防止実施の要望**

霞ヶ浦の流入河川はいずれも中小河川で、多くは川幅が数メートル程度の河川です。放射性物質がこのような河川に留まっている間に、河川内のホットスポットを検出し、底泥浚渫によって汚染泥土を除去することで、霞ヶ浦への放

放射性物質の移動を抑えることができると考えます。小規模な工事で可能ですし、費用も抑えられます。一方、霞ヶ浦に移動拡散してからの除染作業は、困難であり、費用も莫大なものとなります。そのためにも、官民協働によるきめ細かなモニタリングが不可欠です。

以上の理由から、以下の4項目の要望を致します。

3月26日までに文書にてご回答ください。よろしくお願いいたします。

### 要望項目

1. 霞ヶ浦流入河川56本すべてで詳細なモニタリング調査の早急の実施を国や県に求めること。
2. 流入河川からの霞ヶ浦への放射性物質の流入を阻止するために国や県に速やかな除染作業の実施を求めること。
3. 貴協議会から流域の大学や研究機関に対して、モニタリングや除染への協力を要請してください。
4. 市民との協働（新しい公共）によるモニタリングの実施に霞ヶ浦問題協議会が参加・協力すること。

以上の要望を致します。事態が緊急を要していますので、早急に対応いただきますよう宜しくお願い致します。

連絡先 NPO 法人アサザ基金事務所  
〒300-1222 牛久市南3-4-21  
でんわ 029-871-7166  
メール [asaza@jcom.home.ne.jp](mailto:asaza@jcom.home.ne.jp)